

平成 30 年 2 月 28 日

被保険者 各位

N I P P O 健康保険組合

### 鍼灸等の療養費支給申請方法の変更について

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆さんまたはご家族の方が鍼灸（はり・きゅう）・あんま・マッサージ・指圧師等（以下鍼灸師といいます）から施術を受けたとき、現在は、皆さんが窓口で本人負担分（1～3割）をお支払いいただき、残りの治療費は、鍼灸師から当組合宛の療養費支給申請書（請求書）に基づき、当組合が直接鍼灸師へ支払っています。

今般、この支払方法を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

趣旨をご理解いただき、どうかご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更後の支払方法

- ① あなたまたはご家族は、鍼灸師の窓口で、治療費の**全額（10割）**を**立替払い**し、「**領収書**」を受領ください

<注1>受診時に健康保険被保険者証の提示を要求されても提示せず、「当健保は償還払いなので全額支払います」と伝えてください

- ② あなたは、受診者ごとに一ヶ月単位で、専用の「**療養費支給申請書**」（準備中）に記入・押印し、「領収書」と「**医師の同意書または診断書**」を添付して会社の窓口に提出ください

<注2>鍼灸師の治療の療養費を組合に請求する（健康保険の適用を受ける）には、初回および3ヶ月ごとに「医師の同意書または診断書」の添付が必要です

- ③ 会社の窓口を経て当組合において審査し、支給決裁後、**会社を通じてあなた名義の口座に振込み**ます

#### 2. 変更年月日

平成 30 年 6 月 1 日の施術から

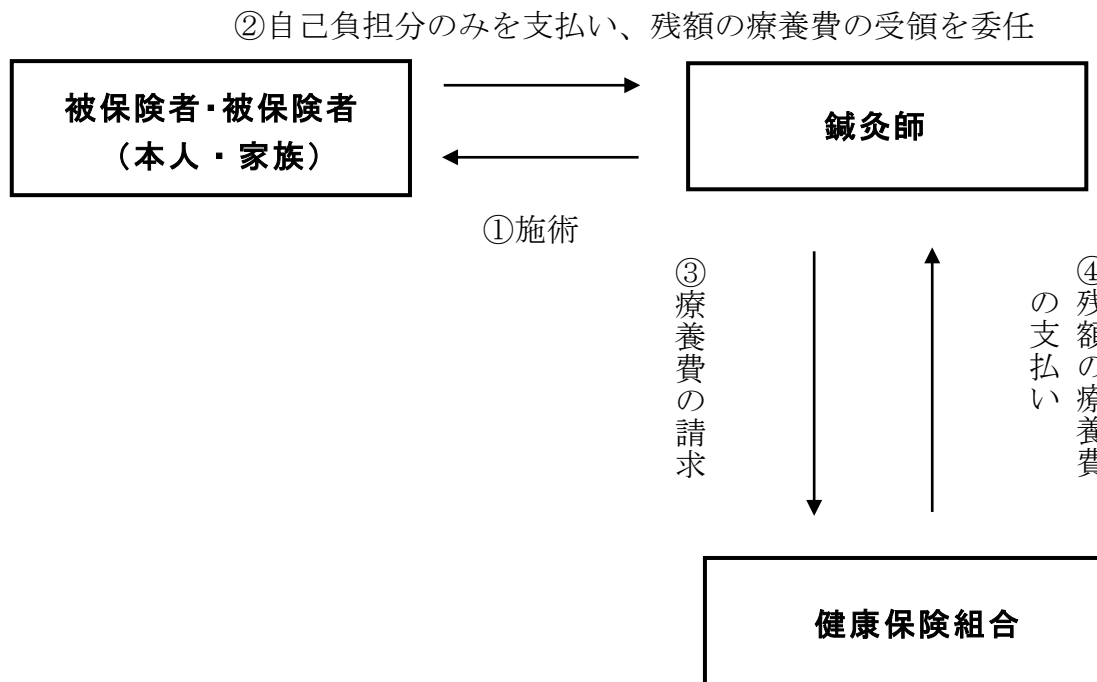
#### 3. 変更の理由

- ① 健康保険法は、医師や歯科医師以外で療養を受けた場合の支払方法について、いわゆる償還払方式を原則とする旨を規定しています
- ② ただし、柔道整復師（接骨院・整骨院等、以下柔整師といいます）での療養費の支払は、受領委任方式（窓口で1～3割負担し、残額は柔整師から組合宛請求する方式）とする旨を規定しています
- ③ しかし、実態として当組合は、鍼灸師についても柔整師と同じ支払方法を採用していました
- ④ 今般、法令遵守徹底のため、組合会の決議を経て償還払方式に変更することにしたものです

以上

## 【鍼灸等の治療費の現在の支払方法】

受領委任方式（本来は柔整師に制度化されたもの、）



## 【変更後の支払方法】

償還払方式（原則とおり）

